

令和8年度
事業計画

社会福祉法人 中日新聞社会事業団

希望のありか

中日新聞社会事業団
理事長 林 寛子

ここ中日新聞社会事業団に、毎月のように寄付を振り込んでくださる方がいる。月に二度くらい、あるいは隔月くらいの方もいる。

事業団で働くようになって初めて知ったことである。そういう頻度だから、決して高額ではない。けれども、その事実を知り、ひとことで言えば感動した。

どういう方が、どういう思いで、寄付を続けてくださっているのだろう。顔の見えないその人たちの心を思い、心の中で頭を下げる。

定期的な振り込みが、途絶えることもある。「体調を崩されたのだろうか」と、事業団の事務所スタッフは心配顔になる。だからといってどうすることもできないのだが、再開すると、ほっとして「良かったね」と安堵の声がもれたりする。

そうなのだ。地域の方々の善意を、地域に橋渡しする役目の私たちも、日々、善意のおすそ分けとして、温かい励ましをもらっているのだ。

国の内外を問わず、今年も胸の痛むニュースに事欠かない。戦乱が続く世界で、自国の利益ばかりを主張する政治家たち。テック企業の隆盛の一方で、IT を利用した犯罪は悪質化し、子どもたちは SNS の弊害にさらされる。昨年 2025 年の暫定値では、日本の小中高生の自殺者数が過去最多となった。

ともすれば将来不安を呼びがちな世相に、それでも、例えばここにもこんな希望があるということを、どのようにか、とりわけ子どもたちに伝えられたら、と思う。

社会福祉施設などの子どもらから、時折事業団の事務所に、感謝の手紙が届けられる。

集まった寄付をもとに、キャンプやスキー、野球観戦など毎年、いろいろなイベントが、施設の子どもらにプレゼントされる。それへのお礼のお便りだ。

愛知、岐阜、三重県内の生活保護家庭の小中学生には、年末助け合い運動で集まった寄付金から、毎年お年玉をお贈りしている。昭和 54 年からの恒例の取り組みで、各自治体の協力を得て続けられている。

今年は愛知県内のきょうだいから、それぞれお礼の年賀状が届いた。お姉さんからは「はじめまして。電車にのって愛知県をめぐるけしきを楽しみたいです」と。弟からは「お年玉ありがとうございます。何を買おうかまだ決めてないので貯金しています」とあり、母親らしい字で「ありがとうございます」と添え書きがあった。

人から人へ、こうして善意は確かにつながってゆく。地下水脈のように見えにくいそのつながりを、伝えてゆく大切な使命があることを、あらためて銘記したい。

目 次

事業計画	1
本部	3
北陸支部	5
東京支部	6
東海支部	7
岐阜支部	9
中日青葉学園	11
あおば館	16
わかば館	18
行事予定	20
フォスタリングセンター	21
子育て短期支援事業	22
地域における公益的取り組み	22

事業計画

中日新聞社会事業団（以下「事業団」という）は、地域の方々の寄託を主な財源として児童や障がい者、高齢者らに対する事業の支援や、措置費を主な財源とする児童福祉施設「中日青葉学園」を経営するなど、多岐にわたる活動を行っている。

寄託者をはじめ地域社会の付託に応えられるよう、社会福祉法の理念に則って厳正に運営するとともに、法人本部を中心に4支部（北陸、東海、東京、岐阜）、中日青葉学園と連携し、積極的に社会福祉事業、公益事業を展開し、地域に根ざした社会福祉法人を目指す。

【令和8年度の事業計画】

1 社会福祉事業

中部、関東地区で社会福祉事業を実施する団体への後援、助成を実施し、その社会福祉利用者の生活や余暇の質が向上するよう支援する。

2 公益事業

地域福祉・保健衛生の向上を目的とする活動を支援。また地域のニーズ調査などを通し独自の取り組みを模索する。

3 中日青葉学園

昭和35年の発足当初は虚弱児施設だった児童養護施設「あおば館」（定員35人）と平成15年に開設した児童心理治療施設「わかば館」（定員35人）の2施設で構成。報道機関系の社会福祉法人が運営する全国唯一の児童福祉施設である。子どもの権利条約の基本原則「子どもの最善の利益」を達成するため、職員には子どもと共に歩み、寄り添う姿勢を促し、子どものニーズに合わせたケアの実現を目指す。さらに複合施設の長所を生かした運営を進める。

児童養護施設・あおば館

本園は、各ホーム6人の4ホーム制24人、サテライト施設「三つ葉」では、分園型小規模グループケア2か所11人。少人数のケアによる家庭的な養育環境のなかで、児童の自立や自己実現を目指す。

児童心理治療施設・わかば館

わかば館は、敷地内に地域の小中学校の分校を備えており、虐待児や発達障害など各児童の抱える課題に対して福祉、心理、教育等の専門職が連携して支援を行い、児童の心の回復、安定、成長を図り、生きづらさを軽減していく。家族への支援も併せて行う。

子育て短期支援事業

あおば館では日進、豊明、長久手、東郷の3市、1町から受託しており、地域の家庭支援のため、ショートステイの受け入れを継続する。

4 里親フォスタリング事業

中日青葉学園は施設とは別に、社会的養護の対象となる子どもたちに健やかな育ちの場を提供する「里親制度」の啓発と里親を募集する「リクルート活動」に取り組む。里親を希望する人への研修なども実施。里親世帯、ファミリーホームへの支援についても、個別のニーズに応えられるよう取り組む。令和2年度にスタートした当事業は、愛知県から受託している。10月に里親支援センターを開設予定。

5 災害援護支援関連事業

水害や地震などの災害が発生した場合に、中日新聞社が義援金を募った際には、活動を協力支援する。

6 地域における公益的な取り組み

中日青葉学園内に専用フリーダイヤルを設置し、地域住民からの子育て相談を受け付ける。その上で相談内容に応じて、社会福祉士・保育士・心理士・看護師らがその専門性を活かし対応する。中日青葉学園のサテライト施設「三つ葉」では、日進市社会福祉協議会等と協力し、フードドライブやフードパントリーを実施。地域の生活困窮家庭への支援や食品ロス問題に取り組む。

7 事業団の社会的認知度を高める方策

新聞紙面とホームページの両面から、社会福祉事業と公益事業の積極的な普及・啓発活動を進める。また、新しい寄付者の新規開拓につなげるため、寄付者のうち希望者に対して紙面での紹介や支援先とのマッチングなどを提案し、魅力づくりにつなげる。

8 法人経営管理の強化

改正社会福祉法で、経営組織の強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等、今まで以上に高い公益性が求められていることから、外部の有識者や専門家の意見を取り入れていく。

また、法人内でポータルサイトやオンライン会議などを活用し、情報の共有を高めるとともに、法改正や社会情勢の変化に速やかに対応できるような体制づくりを進める。

本 部

【事業展開について】

年間の事業件数は主催、共催、後援を合わせて約 110 件を見込んでいる。

従来の社会福祉事業や公益事業を着実に実施するとともに、潜在的、顕在的な側面から福祉ニーズを汲み取り、事業の開拓と充実を図る。また、福祉に求められる特性を的確に把握し、地域への貢献度が高い事業を展開するため、各支部との連携、情報共有を図る。

【社会福祉事業】

（１）児童養護施設等支援事業

自主事業に加え、愛知県児童福祉施設長会、名古屋市社会的養育施設協議会、愛知県ファミリーホーム協議会などが実施する事業を支援する

- ・海の家…名古屋市内の児童養護施設や県内のファミリーホームの子どもたちが海水浴などを通じて交流を図る
- ・フットサル、マラソン、ソフトボール、卓球などの大会を支援する

（２）社会福祉事業助成金配分事業

- ・愛知、岐阜、三重県の社会福祉施設、団体の社会福祉事業に対して 1 件あたり最大 200 万円の助成を行う（総額 2,500 万円程度）

（３）その他

- ・新たな社会福祉事業の取り組みに関する調査、研究
- ・地域住民の社会福祉向上のため、現況調査などを通じ、ニーズの把握に努める
- ・地域の福祉団体や地方公共団体と協力した事業展開を進める

【公益事業】

（１）研修会・講演会・講座の開催、支援事業

児童、障がい者、高齢者らを対象にした事業に助成金または記念品などを提供する

- 児童 虐待、貧困問題や学習支援等についての講演会などへの支援
- 障がい者 名古屋手をつなぐ育成会青年教室、ボランティアスクール、精神障がい者分野の啓発事業への支援
- 高齢者
- その他
 - ・福祉の星フォーラム

福祉現場の担い手である若者を対象に、講演会とディスカッションを通じて、福祉の仕事のやりがいや問題点などを話し合う

共催：愛知県社会福祉協議会、NHK厚生文化事業団、中日新聞社ほか

(2) 社会福祉向上を目的とする事業の実施、支援事業

児童、障がい者、高齢者らを対象にした事業に助成金または記念品などを提供する。

- a. 児 童 サマーキャンプ(交通遺児)
- b. 障がい者
 - ・長良川ふれあいマラソン大会
障がい者と健常者が一緒に参加し、障がい者への理解と社会参加の促進を目的に開催する
 - ・名古屋市障害者作品展示会、あいち障害者フライングディスク競技大会など各種障がい者スポーツ大会や文化的事業の支援
- c. 高 齢 者
 - ・健康づくりウォーキング
- d. そ の 他
 - ・年末助け合い運動

11月下旬から12月下旬までの約1ヶ月間、中日新聞本社、総・支局、通信局・部の協力を得て展開する。東海3県に住む生活保護家庭の小中学生に対するお年玉の贈呈を中心に、社会福祉活動に充てる

(3) その他

- a. 広報活動事業
ホームページの随時更新、事業団のイメージキャラクター「ロボラ」を活用したグッズ等を積極的に配布する。また各事業実施会場で募金箱や事業団紹介パネルを設置し、事業活動を周知するとともに寄付を呼びかける
- b. 招待事業
福祉施設や入所者の要望に応じ、企業や個人からの寄贈を基に野球、相撲、サーカスや美術展などに招待する

北 陸 支 部

【事業展開について】

本部、中日新聞北陸本社、富山主管支局と緊密に連携して、地域に密着した福祉事業を積極的に展開する。

【社会福祉事業】

（１）児童養護施設等支援事業

- ・石川県内の児童養護施設 7 施設に入所している中学 3 年生に対して、卒業時に大井中日就学（職）支援金を支給し、高校進学や就職に向けての準備を支援する
- ・上記 7 施設に入所している児童・職員を対象に、年 1 回、スポーツ・文化事業イベントに招待する
- ・石川県内の乳児院 2 施設、富山県内の乳児院 1 施設に、1 施設あたり 20,000 円の図書カードを贈り、入所児の情操教育の支援をする

（２）その他

a. 年末助け合い運動

石川県、富山県の障がい者施設支援のため、11 月下旬から 12 月下旬にかけて中日新聞北陸本社、支局・通信局・部の協力を得て展開

b. 金沢手をつなぐ親の会 水泳大会への後援・助成

障がい児の水泳大会に社会事業団北陸支部が後援し、主催する金沢手をつなぐ親の会へ大会記念品代を助成する

（３）災害救援に関する事業

国内外の大規模な災害（地震、台風、豪雨、大火、火山噴火など）に際し、中日新聞北陸本社に協力し、新聞紙上で義援金を募り、被災者や被災施設の支援活動を行う

東京支部

【事業展開について】

本部および中日新聞東京本社（東京新聞）と緊密な連携をとりながら、東京都はじめ関東の各都県で、読者や企業、団体から寄せられた寄付金を財源として、各都県の施設へ助成する社会福祉事業を展開していく。関東圏で分かりやすいように、新聞の銘柄にあわせて『東京新聞社会事業団』名で活動する。

【社会福祉事業】

（１）寄付の受付、「年末助け合い運動」の実施

寄付の受付（通年）や「年末助け合い運動」（11月下旬～12月下旬）については、中日新聞東京本社の協力を得て行う

（２）社会福祉施設への助成

- ・児童福祉施設、障がい者施設、高齢者施設などを対象に、施設で使用する備品の購入費用を助成する
- ・助成金募集については、東京善意銀行（東京都社会福祉協議会）、各県の社会福祉協議会などの協力を得て行う

東 海 支 部

【事業展開について】

本部ならびに中日新聞東海本社と緊密な連携をとりながら、静岡県下を対象にして地域に密着したきめの細かい福祉事業を推進するとともに、支援を必要としている方々へのサポートを行っていく。

【社会福祉事業】

（１）児童養護施設等支援事業

- ・静岡県西部地区４カ所の児童養護施設の小学校新入学児童のうち希望者にランドセル、中学卒業生にお祝い金を贈呈する（ランドセルは県西部地区の里親世帯も含む）
- ・同児童養護施設出身の大学生らに対し、１２月に年末生活支援一時金を贈呈する
- ・同児童養護施設からの支援要望があれば個別に検討し対応する

（２）その他

招待事業

- ・児童養護施設入所者やその他福祉施設入所者をスポーツ・文化事業などに招待する

【公益事業】

（１）研修会・講演会・講座の開催、支援事業

障がい者団体・福祉団体が開催する研修会などの諸事業に対し、要望があれば後援や広告協賛、賞品提供を行い事業を支援する

（２）社会福祉向上を目的とする事業の実施、支援事業

a. 障がい者

障がい者団体の行うスポーツの大会などに対し、要望があれば後援や広告協賛・賞品提供などを行い、事業を支援する

b. その他

- ・生活保護家庭の中学生と小学校新入学児童に図書カード贈呈

静岡県西部地区の７市１町で生活保護を受けている家庭の中学生に一人当たり５,０００円、小学校新入学児童に一人当たり３,０００円の図書カードを贈呈する

- ・第４２回中日ボランティア賞

静岡県内のボランティア活動を推進するために、各福祉分野で優れた活動続けるボランティア団体を表彰し、奨励金を贈呈する。受賞団体は静岡県、同県社会福祉協議会、

同県ボランティア協会から推薦を受け選考委員会を経て決定する

- ・年末助け合い運動

11月下旬から12月下旬まで、中日新聞東海本社、総・支局、通信局・部の協力を得て展開する

- ・第44回ふるさと知名人チャリティー色紙展

中日新聞東海本社と共催で絵画、書道、芸能、スポーツなど各分野で活躍する静岡県ゆかりの知名人から寄贈を受けた色紙をチャリティー販売し、静岡県社会福祉協議会に寄付する一部を除き収益金を社会福祉事業資金に充てる

- ・中日杯争奪チャリティーゴルフ大会

3月中旬に開催。参加費の一部をチャリティー資金とし社会福祉事業資金に役立てる

- ・浜松市内の交通遺児を対象に中学校卒業時にお祝い金を贈呈

- ・ひとり親家庭の児童らに学業支援事業として新聞を提供

長期休暇の間、希望するひとり親家庭の児童らへ新聞を届け、活字に親しむ機会を提供する

- ・諸団体の行う各種福祉事業を後援し、希望に応じて賞品や参加賞の提供などを行い事業を支援する

岐 阜 支 部

【事業展開について】

- (1) 本部ならびに中日新聞岐阜支社と緊密な連携をとり、岐阜県下の地域ニーズに対応した福祉事業を推進する
- (2) 「中日新聞社会事業団岐阜支部だより」を毎週岐阜県版に掲載し、当事業団の岐阜県内での活動に対する認知度を高め、社会事業団の活動のPRに努める

【社会福祉事業】

(1) 児童養護施設等支援事業

- ・岐阜県内の児童養護施設（県内全11施設）に入所している高校3年生全員を対象に、卒業時に「中日ロボラぎふ就学(職)支援金」として1人50,000円を支給。大学や専門学校への進学及び就職など新生活に向けての準備を支援
- ・岐阜県内の乳児院（県内2施設）に対し各30,000円の図書カードを贈呈

【公益事業】

(1) 保健医療相談支援事業

- a. 認知症の人と家族の会岐阜県支部による「介護者のつどい」（介護相談）を後援
- b. 岐阜県精神保健福祉会連合会による「心の病」電話相談を後援
- c. 岐阜ダルクによる「薬物依存症」電話相談を後援

(2) 研修会・講演会・講座の開催支援事業

- ・聴覚障がい者などの学習会（聞こえのサポートフェア・要約筆記者講習会など）を後援
- ・ぎふ犯罪被害者支援センター、岐阜腎臓病協議会など各種団体の講演会を後援

(3) 社会福祉向上を目的とする事業の実施支援事業

- a. 障がい者スポーツ支援事業
 - ・「全国身体障害者グラウンド・ゴルフ岐阜大会」を後援
 - ・岐阜県特別支援学校チャレンジ陸上競技大会及び駅伝競走大会を後援
 - ・CPサッカー（脳性まひ者7人制サッカー）全日本選手権大会を後援
 - ・東海地区盲学校球技（ゴールボール）大会を後援
- b. 障がい者支援事業
 - ・中部学院全国手話スピーチコンテストを共催
手話クラブの高校生を中心に、中学生から大学生・社会人が出場し、手話の技術向上と手話普及を目的とした大会を共催
主催：中部学院大学・中部学院大学短期大学部

- ・「ふれあいアートステーション・ぎふ」事業による障がい者絵画発表会を後援

c. その他

- ・更生保護法人など公益団体が行う事業に対する後援
- ・年末助け合い運動

11月下旬から12月下旬まで、中日新聞岐阜支社と管内の支局、通信局・部などの協力を得て展開する

中日青葉学園

(理念)

「和」

人の輪を広げ、豊かな心を育て、未来に向けて
子どもと共に歩み、地域福祉の向上に貢献します。

■ 方針

1. 家庭的なホーム生活を通じ、子どもたちの情緒の安定を図り、安全で安心できる生活を提供します。
2. スポーツ・文化活動を通じ、仲間との連帯感、心身の健康、豊かな心、忍耐力を育みます。
3. 児童の権利擁護に努め、子どもたちの言葉に耳を傾け、社会的な責任と自分たちの権利、義務について共に考え、児童の自立を支援します。
4. 地域との交流を深め、地域の子育て支援・ボランティア支援の役割を担い、地域に開かれた参加型の施設を目指します。
5. 外部の専門機関との連携を深め、子どもたちにとって、より良い支援を行います。
6. 「子どもの最善の利益」を念頭に、職員の教育・研修を行い、自己研鑽に努めます。

【組織の運営方針】

- ①児童養護施設あおば館は本園 4 ホーム、分園 2 ホーム合計 6 ホーム（定員 35 名）で養育現場を構成する。児童心理治療施設わかば館は男女 2 ホーム（定員 35 名）で構成する
- ②運営管理事務部、指導療育部を設置。前者には「事務課」、後者には、あおば館「指導課」「地域支援課」、わかば館「子ども育成課」「地域生活支援課」「心理療育課」、里親フォスタリングセンター「新事業推進課」を置く
- ③運営会議、課長会議、幹部会議を中心に学園運営を推進する
- ④両館と各ホームの情報伝達、連携は各種会議のほかグループウェア、児童記録ソフトを活用する
- ⑤チーム養育・療育を徹底し、職員の過重な業務負担を軽減することを目標とする
- ⑥現在あおば館にあるフリースペースは、多機能有効活用を検討する
- ⑦地域連携、里親支援を実施する。三つ葉の地域交流棟（以下、「地域交流棟」という）は、里親啓発などにあたる「フォスタリングセンター（里親制度普及・支援）」の事務所となるほか、地域の交流拠点となるような運用を行い、学園が地域の子育て支援の拠点となるよう努める

【会議】

複合施設としてあおば館（本園・分園）、わかば館にまたがる決定事項については下記に定める会議で検討をする。

- ①運営会議は学園長、あおば館長、わかば館長、指導療育部長で行う。実質的な運営の意思決定機関とする。内容は、運営全般、職員の採用配置・異動、施設設備についてなど
- ②両館の職員が参加して、合同研修（会議）、幹部会議、課長会議、両館連絡会議、調理会議を開催する

【地域連携の方針】

分園事業がスタートし、地域連携の方針を次の通りとする。

- ①「子どもは地域社会の中で育まれる」という原則に立ち、地域行事や防災活動には積極的に参加、協力する
- ②要保護児童対策協議会を通じ地域の学校、医療機関、子育て支援機関など、各種機関と連携し、子育て短期支援事業（ショートステイ）、レスパイトサービス（里親休息支援）を提供する
- ③自治会（町内会、区の活動）、PTA、子ども食堂への地域交流棟の部屋の貸し出しなど地域交流を図り、子どもの地域参加の機会を増やす
- ④地域交流棟を中心に無料電話子育て相談、社会的養護相談、フードドライブ（食品寄付活動）や子育て家庭食品支給支援を行う。ニーズに応じ対面の相談にも応じる
- ⑤学園主催の地域交流行事を計画する。ボランティアの新規受け入れや育成に取り組み、見学者についても可能な限り対応する

【機能強化型児童福祉施設の方針と推進】

児童養護施設、児童心理治療施設の複合施設で、敷地内に小中学校の分校があり、近くに分園「三つ葉」を持つ児童福祉施設として多機能化を進める。

- ①地域の子育て支援や社会のニーズに応じ、多機能化に向けたサービスを検討する
- ②分校と地域の学校等、社会的養護ニーズに適した学校教育を保证するために連携する
- ③里親や特別養子縁組を含む社会的養育（家庭養護）者、家庭養護団体への支援を行う
- ④里親支援センター10月開設に向け、里親家庭の理解、社会的ニーズの理解を深め、準備を行う
- ⑤各職種の専門性を活用した地域住民の子育ての相談、支援を自治体と連携し実施する
※要保護児童対策協議会は日進市と豊明市、子育て短期支援事業（ショートステイ）は日進市、長久手市、豊明市、東郷町と連携する
- ⑥近隣の大学と連携協定を結び、様々なニーズに対応できるよう社会資源の発掘に努める

【専門職の連携に関する方針】

保育士、児童指導員、臨床心理士、看護師、医師等が専門性を発揮し、それぞれの分野から見

立て、アセスメント（課題分析）を実施する。

- ①児童養護施設あおば館、児童心理治療施設わかば館、分園三つ葉を併設する利を生かし、ソーシャルワーク（社会福祉援助技術）に基づいた養育・療育を意識し、積極的に連携を行う
- ②医師等の助言を受け、ケアワーク職員と心理療法職員は、相互に連携し、お互いの専門性の向上を図る
- ③子どもの心の傷の回復を目的に、両館の心理担当職員がセラピーを実施する
- ④個別的ケア、治療的・専門的ケアの向上に向け、両館で情報交換、合同研修等を行う
- ⑤役職者はスーパービジョン（監督・管理・教育指導・助言）を行い、生活場面での子どもの状況観察及びホーム職員へのコンサルテーションを実施する
- ⑥里親支援センター開設に向けて、組織全体の里親理解の深化に努める
- ⑦施設長はスーパーバイズ（指導・管理）を行う

【児童の権利擁護に基づく養育方針】

児童の権利に関する条約第3条は「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」と定めている。これを受けた改正児童福祉法の新しい理念である子どもの権利保障に基づき、下記項目を実践する。

◆ 要望等対応（苦情解決の取り組み）の方針

- ①意見箱を設置し、実施要綱に基づいて対応する。家族からの要望等も同様とする
- ②年度初めに職員が「権利ノート」を子どもに説明し、配布する。ミニレターも同様に配布
- ③子どもやその家族の要望、意見への対応については、中日新聞社会事業団「苦情解決規程」に則り、適切かつ速やかに対応する

◆ 被措置児童の人権保障の方針

- ①アドボケイト（権利擁護活動）の導入について、学園としてシステム化を図り、「子ども」と「子どもの意見表明支援員」がつながりをもてる仕組みを継続する
- ②児童相談所をはじめ、行政との調整を積極的に実施する
- ③食育、生（性）教育については、各ホームで行うものとし、随時情報を共有する
- ④ガイドラインを作成し、子どもと職員の関わりにおいて一定ラインを示し、利用者が安心して生活できる児童対応を行う
- ⑤被措置児童虐待防止と子どもの権利擁護に関する研修を開催し、基礎的な知識、スキルを深める

◆ リスクマネジメント（ヒヤリハットと事故報告書）

- ①ヒヤリハット事案は、職員間で共有し対応を検討する
- ②子ども間の暴力、性化行動、職員からの児童への被措置児童虐待など、人権侵害(疑い)が生じた場合は、児童相談所に速やかに報告するとともに、報告書を作成し協議、対応する

【職員育成】

社会福祉法人としての基本姿勢を学び、社会福祉、社会的養護に関する基礎知識、養育スキルを経験年数で分け、行うものとする。

- ①施設内の研修は、中日青葉学園のビジョンを職員に浸透させるために行う
- ②毎月両館合同研修のほか、両館、役職者、経験層に分けた各種園内研修を適宜開催する
- ③外部講師の受け入れも視野に入れ、組織課題として挙げられるものを時宜に応じ研修を行う
- ④社会人としての視野を広めるため、職場体験、視察研修を鋭意検討する

【中・長期計画】

- ①全職員の自己評価を行い、キャリアパスの可視化、目標評価シートを活用した専門性の向上に努める
- ②職員が長く働けることが子どもの最善の利益と踏まえ園内託児スペース設置に努める
- ③社会的ニーズの高いケアリーバー（社会的養育経験者）の支援を踏まえ、Ⅱ型自立生活援助事業を立ち上げる
- ④地域支援に特化した活動ができるように、行政と児童家庭支援センターの設置について鋭意検討をする

【その他】

◆ケアリーバー支援

- ①つつじの会（施設退所者、退職職員等同窓会）、青葉まつりに来園を促し、追跡調査、相談支援を実施する
- ②必要に応じ自立支援担当職員を配置、訪問、電話や公式ラインによる相談業務を実施する
- ③ケアワーカーは自立支援担当職員と協働し、支援にあたると共に支援スキルを向上させる
- ④自立支援担当職員を配置し、それに伴うアパートの借り上げ事業を推進することで、自立支援体制の充実を図る

◆リーピングケア（自立直前の支援）

- ①夏休みに中高生対象に自立支援活動を行い、自立をイメージする取り組みや職員と児童の関係強化に努める
- ②高校生を対象にアフターケア（自立後の支援）、自立に関する説明会を開催し、安心して社会に巣立てるようにする
- ③愛知県児童福祉施設長会開催の高校生交流会に参加し、自立のイメージを高める

◆健康

- ①健康増進のため、生活リズムの確立や食育に取り組む

②心身の健康と生きる力を育む学びとして、内部、外部と連携し性教育に取り組む

◆防災・防犯

①毎月の避難訓練や、消防署を招いての実習・講話など、防災教育に取り組む

②園内は、セキュリティーカメラを活用、園外については、学校の不審者情報などのネットワークを活用する。児童には、防犯意識や交通安全について教育する

③災害などに備え、施設の事業継続のための BCP を策定。周知に努める

◆その他

改正された児童福祉法の趣旨に沿った運営、支援となるよう研鑽する

児童養護施設 中日青葉学園あおば館

「つくる・まなぶ・かなえる。自分らしく、みんなとともに」－安心と希望のある暮らしと共生を大切にするあおば館－を当年度のビジョンとする。

① 組織運営

【運営】 「生活支援課」と「地域支援課」を組織の基本構成とし、本園・分園ともに加配職員の配置を検討する。本園では各ホームにケアワーカー2名、分園では3名の配置を目標とし、専門職、バックアップ職員、補助職員を含めた体制の充実を図る。本園にケアニーズの高い児童や家庭復帰を目指す児童、分園には家庭復帰が難しい児童や幼児を配置する。分園は可能な限り常直体制を整え、地域に根ざした養育環境の提供に努める。各ホームでは、児童と職員が協力してホームごとの自主的な運営（ホーム自治）を推進する。また、「自助・互助・共助・公助」の考え方を取り入れ、ホーム間の連携、協働を深めた「あおばコミュニティ」をつくり、模擬的な地域共同体の形成を目指す。役職者や専門職、バックアップする補助職員がホーム運営の支援、心理的ケア、危機対応、研修、外部連携、行事運営等を担い、施設全体の安定と成長を支える

【会議】 各種会議を下記の内容で実施する。(1) あおば館会議：月1回、全職員 (2) 4役会議：適宜。館長、部長、課長 (3) 役職者会議：適宜。館長、部長、課長、係長、主任 (4) 寄合会議：適宜。ホーム長、必要に応じて役職者、施設長も参加 (5) ホームミーティング：各ホーム月1回 (6) ケース会議：適宜。全職員 (7) 地域支援会議：月1回。館長、部長、課長、関係者

また、職員のメンタルケアやケアニーズの高い児童への対応、自立や家庭復帰を控える児童については、必要に応じて関係者による会議を行い、支援体制の充実を図る

【研修】 合同研修や社会人研修の受講を継続し、役職者、ホーム長研修への参加も積極的に推奨する。あおば館独自では、ケアプラン作成やホーム運営、アドボカシー（権利擁護）、地域支援、里親支援など、養護技術の向上や施設求められる地域支援に特化した内容を中心に実施する。また、職員の経験年数や役割、児童の支援ニーズに応じたテーマ別研修も柔軟に企画し、学びの機会を広げる。月1回、施設長がテーマ決め、ワークショップ「ケア・リフレクションの会」を新たに開き、職員の養育スキルアップを目指し、不安や意見を共有し相互理解を深める。職員の自己実現や専門性の向上を支援するため、目標評価シートを使い、役職者による定期的なモニタリングを行う。評価は本人の希望に応じてフィードバック、共有を行い、成長の可視化と今後の目標設定につなげる

② 養育方針

【生活支援課】 日課に基づく生活支援を通じて、児童が基本的な生活習慣を身につけ、職員と共に成長しながら、安全で安心できる生活環境を築くことを目指す。また、ホームを構成する児

童と職員が、互いの未来や価値観を共有、尊重し合える雰囲気づくりに努める。経済観念の育成を目的として、事業費の一部をホーム会計として運用し、生活費の使い方を児童と職員が話し合っ
て決定する仕組みを整える。さらに、専門職の役割を明確にし、ケアワークとケースワークの
連携体制を強化することで、より質の高い支援を実現する

【地域支援課】 市役所主管課、町内会、PTA、フードパントリー（食料配布）、招待行事、慰問行
事、地域の保育士等養成校の窓口、ボランティアの窓口を職務とし、子どもと地域交流機会のマ
ッチングを行う。地域と交わることでの養育効果を充実させることを目標とする

【児童支援】 「子どもやその家族の生活課題の解消とホームの社会的幸福向上」を目指す。
個人の自立能力の向上、権利主体の意識、「誰もが地域の一員としてあたりまえに暮らせる社会を
つくること、心の状態、心身の健康、人間関係、家庭環境、地域とのつながりなど、その人を取り
巻くすべてをまるごと見て支える等社会福祉の真髄に則った支援を実践する。子どもの意見表明
の機会を保障するため、愛知県福祉局児童福祉課から提案のあった「子どもの意見聴取員」受け
入れについても検討を進める

【ケアプランの作成】 入所時、年度更新時には「アドミッションケア」としてケアプランを作
成し、在園中は「インケア」として定期的な見直しと評価を行う。ケアプランの作成には、児童
自身の参加を促し、主体的な関わりを大切にする。園内外の部活動、行事、ボランティア、習い
事などの体験は、児童の発達を支える重要な機会と捉え、「インケア」の内容に反映する。職員は
児童の伴走者として専門職、他機関とも協働し、自己決定と自己実現の継続を支える。ケアプラ
ンは二本立てとし、児童の強みや長所に着目し、短期的な目標を設定する「養育プラン」、将来の
姿を見据え、児童自身が描く長期的な目標をもとにした「家庭復帰、自立プラン」を作成し、職
員および関係機関と共有する。「リービングケア」として、自立を控えた児童には、退所支援ホー
ム「のぞみ」を活用した单身生活体験や、家庭体験ボランティア、非営利団体、企業による就労
支援などを通じて、必要に応じた社会体験を提供し、児童の自立に向けた実践的な支援を行う。
あわせて「アフターケア」のケアプランも作成する。ケアプラン評価における目標達成率は 6 割
を目指す

【家庭支援相談員】 児童相談所と連携し、社会資源の開拓、調整を行い、児童の意見を尊重し
ながら家庭への働きかけを実施する。ハイリスクファミリーへの対応や、ホーム内における児童
と職員の関係調整にも取り組む。本年度は、家庭復帰、自立を目指す 5 ケースへの支援を計画し
ている

【里親支援専門相談員】 里親家庭の支援、開拓に加え、施設内での里親制度への理解促進を図
る。月 4 回のケアワーク勤務を導入し、里親家庭への移行が見込まれる児童の支援（マッチング）
や、職員の理解促進の機会とする。年間 1 ケース以上の里親移行を目標とし、フォスティング機
関と連携しながら、里親支援センターの開設準備を進める

児童心理治療施設 中日青葉学園わかば館

中日青葉学園事業計画の運営方針、地域連携の方針、児童の権利擁護に基づいて、わかば館の運営方針を定める。

①組織運営

【組織】 入所児童の健やかな成長を目指して直接生活の支援にあたる「こども育成課」、セラピーやカウンセリングを中心に心理療育を担う「心理療育課」、家庭支援や地域のネットワーク構築や退所支援、社会資源の調査、発掘を行う「地域生活支援課」の職員がそれぞれの専門性を発揮し、連携して児童の家庭復帰や社会生活に向けた支援を展開していく。引き続き男女2ホームで短期の治療を目指す。生活、心理治療、分校教育、医療機関との連携を軸に中日青葉学園伝統の部活動などを療育に組み入れる

【会議】 各種会議を下記の内容で実施する。(1) わかば館会議：月1回。幹部会議報告、各ホーム報告、各職種報告および業務分掌からの報告事項と提案・討議事項で構成(2) 現場会議：月1回(3) 主任者会議：月1回(4) 心理会議：月1回(5) ケース会議：月2回程度

【職員育成】 (1) 職員との個別面接を通して職員の目標や達成度を共有し、職員教育がより適切なものとなるよう努める(2) わかば館会議にて若手職員による研究発表を実施。知識の共有や自ら学ぶ姿勢の獲得を目指す(3) 若手職員には、OJTを実施。日々の申し送りの際に対応が困難であった事例を共有し、ロールプレイなどを実施。援助技術の早期習得と困り感の解消に努める(4) 外部の専門家を招聘しスーパーバイズを実施。心理的安全性を担保しつつ各職種全ての職員の資質向上を目指す。(4) 心理担当職員にはWISC-V(知能検査)、児童の抑うつ評価テスト、投影法などの各種検査の研修会に派遣し児童の状態を客観的に把握する力を高める(5) 研修テーマは「基礎知識と対人援助技術の底上げをし、専門性の向上をはかる」「社会人としての知識や態度を学び、組織や社会に貢献できる職員を育成する」とする。職員が内外の研修に積極的に参加できるよう、情報提供や支援を行い専門知識や技術の向上ならびに社会人としての素養を高める

②療育方針

入所児童に対する療育の基本方針は次の通り。

(1) 全ての入所児童に対しトラウマインフォームドケア(トラウマが心身に及ぼす影響を理解し、その知識に基づいて安全・安心なケアを提供するアプローチ)に基づいた支援を行い、再トラウマ化を防ぎながら、入所児童が安全な環境で回復できるよう支援する(2) ソーシャルワークの視

点に基づいた児童個々の問題解決への取り組みを行い、入所児童ならびにその家庭のエンパワメントを図る (3) 日課に基づいた日常生活支援を行い、基本的な生活習慣の習得を目指す (4) 心理療法担当職員による個別のセラピー、カウンセリングを実施する (5) 小中学生は敷地内の分校に通い、能力や特性にあわせた教育を保障する (6) 園内の行事や部活動をグループワークとして活用。それぞれの子どもの発達、自己肯定感の向上、自己実現や自立支援など、健やかな成長につなげる (7) 園外活動を通じ、子どもの社会性が深まる体験活動を企画する (8) 児童が周囲に自らの助けを求められるよう、言語能力の向上を目指す (9) 家庭復帰や自立後を意識した余暇の過ごし方についての支援を実施する (10) 医療機関と連携し、より専門性の高い療育を提供する (11) すべての専門職が権利擁護を意識し、子どもの最善の利益を目指す (12) 専門職については、それぞれの役割を明確にし、連携することで質の高い療育を提供する (13) 入所児童と定期的に面談、児童の意見を聴取、代弁し権利擁護に努める (14) 心理療育課を中心に昨年度導入を開始した PCIT (Parent-Child Interaction Therapy)、SST (Social Skills Training) を実施。児童、保護者の退所後の生活がより円滑に行えるよう支援に活かす (15) 近隣の心理系、福祉系、教育系の大学に協力をあおぎ、外部の第三者による生活の聞き取りを定期的に実施することで権利擁護が保障されるよう努める (16) 入所児童個々の特性、特徴、関りや支援の経過などを見える化することで、学校など他機関で行われる支援がわかば館と連動し、退所後に地域の支援者に適切に引き継がれるよう努める

③自立支援の方針

入所児童全員について、自立支援計画（ケアプラン）に基づき、家庭復帰、里親委託、児童養護施設等への措置変更を視野に入れた支援を行う。

(1) 職員の寄り添いのもと課題を整理し、本人を軸とした支援を展開する (2) 主体的に生活に取り組むことで自己決定、自己実現をする力を養う (3) 近隣に多くの大学が立地する利点を生かし、生活、学習、イベント等のボランティア参加を募り、子どもに質の高い体験の機会を提供する (4) リービングケアの一環として、あおば館での生活体験、家族療法室を活用した家庭復帰後の生活体験、単身生活の訓練を行う (5) NPO法人や企業、関連機関と協力して、就労体験、アルバイトなど充実したリービングケアに取り組む (6) 定期的な自立支援計画の評価、再策定を行う (7) 家庭支援については、児童相談所と連携し「自立支援計画」を基に実施する。家庭復帰や措置変更が近いケースについては、家庭支援専門相談員や復帰先の社会資源などと連携し、環境調整を図る (8) 退所するこどもについては、必要に応じアフターケアを実施。継続的な支援体制により、該当児童の自立を援助する (9) 室内遊び、外遊び、部活動、行事などを通じて、社会復帰後に再現可能な余暇の過ごし方を模索する (10) 保護者や関係機関に対し、該当児童を深く理解できるよう、特性などを取りまとめ、情報提供や関わり方の助言を手厚く行う

中日青葉学園 行事予定

- 4月上旬 北小学校、日進中学校、高校入学式
- 4月29日 つつじの会
- 5月上旬 ゴールデンウィーク外出
- 5月 青葉学園見学会&交流体験
- 7月下旬 夏の目的別活動
- 8月上旬 夏の目的別活動
- 8月下旬 施設長会卓球大会
- 8月 施設長会高校生交流会
- 9月中旬 施設長会ソフトボール大会
- 10月 青葉まつり
- 11月 サッカー交流会
- 11月 健康・福祉フェスティバルにっしん
- 11月 白山宮七五三参り
- 11月 グリーンハイツとの合同避難訓練
- 12月上旬 クリスマスリース教室
- 12月下旬 クリスマス会
- 12月下旬 施設長会フットサル大会
- 12月下旬 年末食事会、餅つき大会
- 1月1日 初詣
- 1月中旬 施設長会スキー村
- 2月上旬 施設長会親善マラソン大会
- 2－3月 年度末日帰り旅行
- 3月 日進ベタニヤ幼稚園、北小学校、日進中学校、高校卒業式
- 3月下旬 巣立ちの会

*毎月、児童健康診断、竹の子会理美容奉仕、避難訓練、リサイクル活動、合同職員会議・研修。随時、野球・サッカー招待など。

フォスタリングセンター

里親支援センターの10月開設に向けて、リクルートから研修、訪問支援、交流支援までを包括的に行う体制を整え、地域における里親支援の質を高め、こどもが安心して暮らせる家庭養育の推進を図る。

① 組織運営

【運営】 4月から里親リクルーターを配置し、リクルート業務を中心としたフォスタリング機関としての運営を開始する。10月のセンター開設後は、センター長をはじめ、リクルーター、トレーナー、里親等支援員、心理士を配置し、リクルートから登録、研修、訪問支援までを一体的に提供する体制を整える

【会議】 4月以降、フォスタリング機関に関わる職員で会議を月1回実施し、情報共有と支援の質向上を図る。10月以降は、里親支援センター全職員によるセンター会議を月1回開き、支援方針の統一やケース検討を行う

【研修】 外部研修への積極的な参加に加え、内部研修を充実させることで、職員の里親制度への理解を深め、支援スキルの向上を図る

② 支援方針

【リクルーター・トレーナー】 9月末までは、重点エリアで啓発を実施する。当年度は長久手市、豊明市、春日井市を重点地区として、休日に体験発表会や集いの場を開く。10月以降は春日井児童相談センター（春日井児相）、中央児童相談センター（中央児相）の管轄エリアへと範囲を広げ、平日にも体験発表会の開催し、多様な層へのアプローチを行う

【里親支援】 里親支援については、10月以降、中央児相および春日井児相管轄の里親家庭への定期訪問を実施し、養育状況の把握と必要な支援を行う。また、両児相エリアで里親サロンを開催し、里父・里母それぞれのサロンを設けることで、交流促進と横のつながりづくりを支援する。さらに、里親と里子が参加できるイベントを企画し、関係性の強化を図るとともに、里子の自立支援につながる機会を提供していく

子育て短期支援事業

あおば館では、日進市、豊明市、長久手市、東郷町と提携し、提携自治体在住の保護者が疾病等の理由により一時的に児童の養育が困難になった際に、該当児童の養育が再開できるまでの間、保護者の代わりに保護、養育を行う「子育て短期支援事業」を実施している。

今後も地域の子育て世帯の福祉向上のため、提携市町村が増やせるよう各市町村と調整していく。

地域における公益的取り組み

平成29年度に実施された社会福祉法の改正以来、中日青葉学園は専門職による子育ての無料電話相談を続けており、本年度も保育、社会福祉、心理などの各専門職が相談業務にあたる。

令和5年度からは、日進市社会福祉協議会と連携して市内の児童扶養世帯などを対象にフードパントリーを実施。また近隣住民、企業、ボランティア団体と連携して、フードパントリーで配布する食料品を集めるフードドライブも行っており好評を得ている。

当年度も同様に実施し、子育て家庭支援と地域力向上に寄与していく。

社会福祉法人 中日新聞社会事業団

	所 在 地
本 部	〒460-8511 名古屋市中区三の丸一丁目6番1号 中日新聞名古屋本社内 Tel. 052-221-0580 Fax. 052-221-0839
北 陸 支 部	〒920-8573 石川県金沢市駅西本町二丁目12番30号 中日新聞北陸本社内 Tel. 076-233-4644 Fax. 076-233-7831
東 海 支 部	〒435-8555 静岡県浜松市中央区薬新町45番地 中日新聞東海本社内 Tel. 053-421-7711 Fax. 053-421-5987
東 京 支 部	〒100-8505 東京都千代田区内幸町二丁目1番4号 中日新聞東京本社内 Tel. 03-6910-2520 Fax. 03-3580-5452
岐 阜 支 部	〒500-8875 岐阜県岐阜市柳ヶ瀬通一丁目12番地 中日新聞岐阜支社内 Tel. 058-265-0283 Fax. 058-263-7010
児童養護・児童心理治療施設 中 日 青 葉 学 園	〒470-0131 愛知県日進市岩崎町竹ノ山149-164 Tel. 0561-72-0134 Fax. 0561-74-2315
中日青葉学園三つ葉	〒470-0131 愛知県日進市岩崎町小林131番地